

いじめ防止基本方針

高知県立佐川高等学校

はじめに

生徒一人ひとりの夢の実現を目指し、個性と人権を尊重しつつ社会人として「生きる力」を持った健全な人材の育成に努める観点から、他の人格を軽視するいじめ等の行為は、組織力を持って根絶に努める。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- いじめ防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを目的として行う。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域、保護者との連携の下、いじめ問題の克服をすることを目的として行う。

第2 いじめの定義

法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、生徒等を感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうかを判断する。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等であっても、法が定義するいじめに該当する。

インターネット上で悪口を書かれたことを当該生徒が知らずにいる場合など行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合であっても、加害の行為が人権意識を欠くような言動があれば法の趣旨を踏まえた対応が必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を効果的に行う組織として「いじめ対策委員会」を置く。

1) いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当って中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、組織的にいじめであるか否かの判断を行う。

情報の集約と記録、共有を行う役割を担うため、全教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずにすべていじめ対策委員会に報告・相談する。加えて、情報の管理、生徒ごとの記録、情報の集約と共有化を図る。

- いじめ防止基本方針に基づく取組と年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・実行・検証・修正
- いじめに関する校内研修の実施と情報及び現状の共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開き、情報の収集及び関係生徒への迅速かつ適切な対応と保護者との連携、対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査及び対応のための組織について、学校が調査及び対応の母体となる。

2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下、SC）、青少年育成センターとする。ただし、個々のいじめの事態・状況に応じて、当該事案に関係の深い教職員等が加わる。

第5 いじめ防止のための取組

【学校づくり・授業づくり】

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを推進する。
- わかる授業づくりのため、それぞれの教科、学年等で工夫をする。また、すべての生徒の取組状況をそれぞれの教科等で確認及び指導・助言し、状況により複数教員で指導にあたる。
- わかる授業づくりのため、県教育委員会が企画する研修会に出席し自己研鑽に励む。
- 生徒の様子を観察し、適切な指導ができるよう、共有、協働する。
- 学力向上の観点から、各定期考査発表時に捕力補習を実施することで定期テストへの支援と学ぶ心を継続させる。

【集団づくり・生徒理解】

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事や学級活動を計画することに努める。
- ホームルーム活動等、ホーム単位の指導をいじめが起きやすい時期を踏まえて年間計画に位置づけたうえで、各学年・各ホームで指導がなされるような計画をする。

【生徒指導】

- ベル着の習慣、授業中の態度等、制服の着こなし等の指導を徹底する。
- いじめをする者、傍観する者、はやし立てる者など、すべていじめは許されない行為であることの指導を徹底する。
- 生徒自身が、いじめに対しての認識と主体的にいじめ防止の取組をすることができるよう指導・助言する。
- いじめの疑いがある場合は、生徒自らが訴えられる環境づくりをする。

【教職員の資質能力の向上】

- 授業を行うすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会をいじめ防止のための年間計画に位置づけ、実施していく。
- 教員の不適切な態度、表現がいじめの原因及び助言若しくは、いじめへと発展する事のないよう言動等は特に注意する。
- すべての生徒が、いじめ問題への取組について意義を感じ行動できるようチェックと助言をする。

第6 いじめの早期発見・早期対応

1) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めるためにも各人の研修参加による研鑽及び校内研修、ミーティング、三者面談等を実施する。
- 生徒の変化については、共有と速やかかつ適切な対応をする。
- 特に、ホーム担任や副担任はショートホームにおける変化を観察する。
- 学校での様子は、教職員で必ず共有する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を聞くなどの体制を組織的に行う。
- SCへの相談を気軽に行えるような体制づくりをする。
- 日ごろより生徒とコミュニケーションを図り、人間関係を構築する。
- 生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査のみに依存することなく、広くアンテナをはることを全教職員に周知する。

2) いじめへの対応

- 速やかに組織的に対応し被害生徒の立場に立ち対応する。
- いじめの報告・情報提供をした生徒へ事後についての立場が損なわれないような措置をとる。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 判断材料が不足の場合には、関係者の協力のもと事実関係を速やかに確実に情報収集に努める。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導等、問題が解決するまで組織的に行う。
- 問題解決は、謝罪・和解にとどまらず、安全・安心な学校生活が行えているか多くの眼で確認する。
- 加害生徒への指導が、充分効果をあげない場合または、困難な場合、犯罪行為として取り扱われると認められる場合には、県教育委員会と連絡をとり所轄警察署に相談し対処を依頼する。
- 生徒の生命及び身体若しくは、財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、インターネット上のいじめ等の場合においても所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- いじめが発生した場合には、被害・加害生徒への対応は、上記のとおりであるが、傍観生徒への対応については、全校集会、学年集会等を速やかに開き、時間をかけ指導を徹底する。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている諸問題を「あゆむ会」参加で情報収集をする。
- 悩み相談ができる教育相談事業に係るカードやチラシの配布を全生徒及び保護者に対して行う。
- 地域とともにある学校として、地域の声を広く聞く機会を設け、開かれた学校づくりをさらに推進していく。
- P T A活動の中に、いじめ対策を考える会の開催を依頼する。
- 学校、地域、家庭の連携がとれ、生徒の幸せに繋がっているか検証する機会を設ける。

第8 重大事態への対処

1) 重大事態の発生と調査

学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確に行うための調査を行う。

ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安とし、一定期間、連続して欠席しているような場合

※いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てが合った場合は、適切かつ真摯に対応する。

2) 情報提供

学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事他の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

3) 報告

重大事態が発生した場合、学校は直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

平成26年制定
平成30年5月改定
平成31年4月改定